

令和6年度 放課後等の子どもの居場所づくり推進事業
実施委託に係る共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する、令和6年度 放課後等の子どもの居場所づくり推進事業実施委託に係る共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 共同企業体に発注する業務は、令和6年度 放課後等の子どもの居場所づくり推進事業実施業務委託に係る次の各号に掲げる業務(以下これらを「委託業務」という。)とする。

- (1) 子どもたちの声を反映させながら、継続的かつ効率的・効果的に取組を実施できる仕組みの構築に向けた取組全体の企画設計
- (2) 地域の実態把握
- (3) 子ども及び地域の団体等への意見聴取業務
- (4) 試行実施に向けた場の環境整備
- (5) 居場所づくりの試行実施に関する企画調整・運営
- (6) 課題抽出及び効果検証
- (7) 報告書の作成

(履行方式)

第3条 委託業務は、共同企業体の各構成員が分担して履行する方式によるものとする。

(構成員)

第4条 共同企業体は、競争入札参加資格を有する者により結成されなければならない。

(共同企業体の結成方法等)

第5条 共同企業体の結成は、委託業務の履行に必要な許可を受けている者が任意に結成するものとする。ただし、当該委託業務に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

2 共同企業体は、受注した委託業務について、他の者(当該共同企業体の構成員を含む。)を下請負人にしてはならない。

(参加申込)

第6条 共同企業体は、令和6年度 放課後等の子どもの居場所づくり推進事業実施委託に関する業者選定実施要領に定める「参加意向申出書」及び「令和6年度 放課後等の子どもの居場所づくり推

進事業実施委託 提案者に関する確認書」(以下「申込書等」という。)に委任状(第1号様式)及び共同企業体協定書(第2号様式)を添付して、市長が指定する日までに提出しなければならない。

- 2 申込書等の提出後に、共同企業体の構成員(代表者を除く。)が指名停止等の措置を受けた場合は、企画提案書の提出前に限り、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たに共同企業体を結成し、参加申込を行うことができるものとする。
- 3 前項の申込みを行う場合は、申込書等を市長が指定する日までに提出しなければならない。

(資格の審査等)

第7条 市長は、申込書等を提出した共同企業体について、資格の有無を審査し、その結果を共同企業体の代表者に対し通知するものとする。

(存続期間)

第8条 共同企業体の存続期間は、公募型プロポーザルの結果、委託業務の受託者となった共同企業体にあつては、当該委託業務の完了後3か月を経過した日までとし、それ以外の共同企業体にあつては、当該委託業務の請負契約が締結された日までとする。

(共同履行の確保)

第9条 市長は、共同履行の確保を図るため、共同企業体に対し、その運営委員会の委員名、委託業務履行体制の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表(第3号様式)を提出させるものとし、仕様書等にその旨を記載するものとする。

(混合入札)

第10条 市長は、単独企業と共同企業体との混合による入札を行うことができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

(失効)

この要綱は、令和7年3月31日にその効力を失う。